

石川県の平成19年度決算に係る健全化判断比率等について

1. 健全化判断比率（財政の早期健全化・再生に関する判断比率）

	本県の比率	早期健全化基準	財政再生基準	全国平均
実質赤字比率	—	3.75%以上	5%以上	
連結実質赤字比率	—	8.75%以上	25%以上	
実質公債費比率	13.8%	25%以上	35%以上	13.5%
将来負担比率	273.6%	400%以上		222.3%

2. 資金不足比率（公営企業の経営健全化に関する判断比率）

	本県の比率	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	—	20%以上	

健全化判断比率等について(ポイント)

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は黒字であるため、実質赤字は生じていません。

※ 標準財政規模・・・地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（用途の特定されていない財源）のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に加え公営企業を含めた実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は黒字であるため、連結実質赤字は生じていません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が公営企業会計等を含めて負担している公債費などの標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は早期健全化基準である25%を下回っているものの、今後、公債費の増加に伴い、当該比率はさらに上昇する見込みです。

(4) 将来負担比率

一般会計等が公営企業及び損失補償を行っている公社・三セク等を含めて将来負担する可能性のある債務等（将来負担額）の標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は早期健全化基準である400%を下回っています。将来負担比率の中で最も大きなウエイトを占めるものは地方債現在高であり、その他、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額などから構成されています。

※ 将来負担額・・・地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、公営企業への繰出見込額（公債費分）、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額（損失補償等による県の負担）、連結実質赤字額 など

2. 資金不足比率

- ・ 資金不足比率は、各公営企業毎に算定するもので、資金の不足額の事業規模に対する比率です。
- ・ 対象となる公営企業は、流域下水道特別会計、港湾整備特別会計、中央病院事業会計、高松病院事業会計、港湾土地造成事業会計、電気事業会計、水道用水供給事業会計の7つで、いずれも資金不足はありません。

○ 各比率の算式

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2. 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

5. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

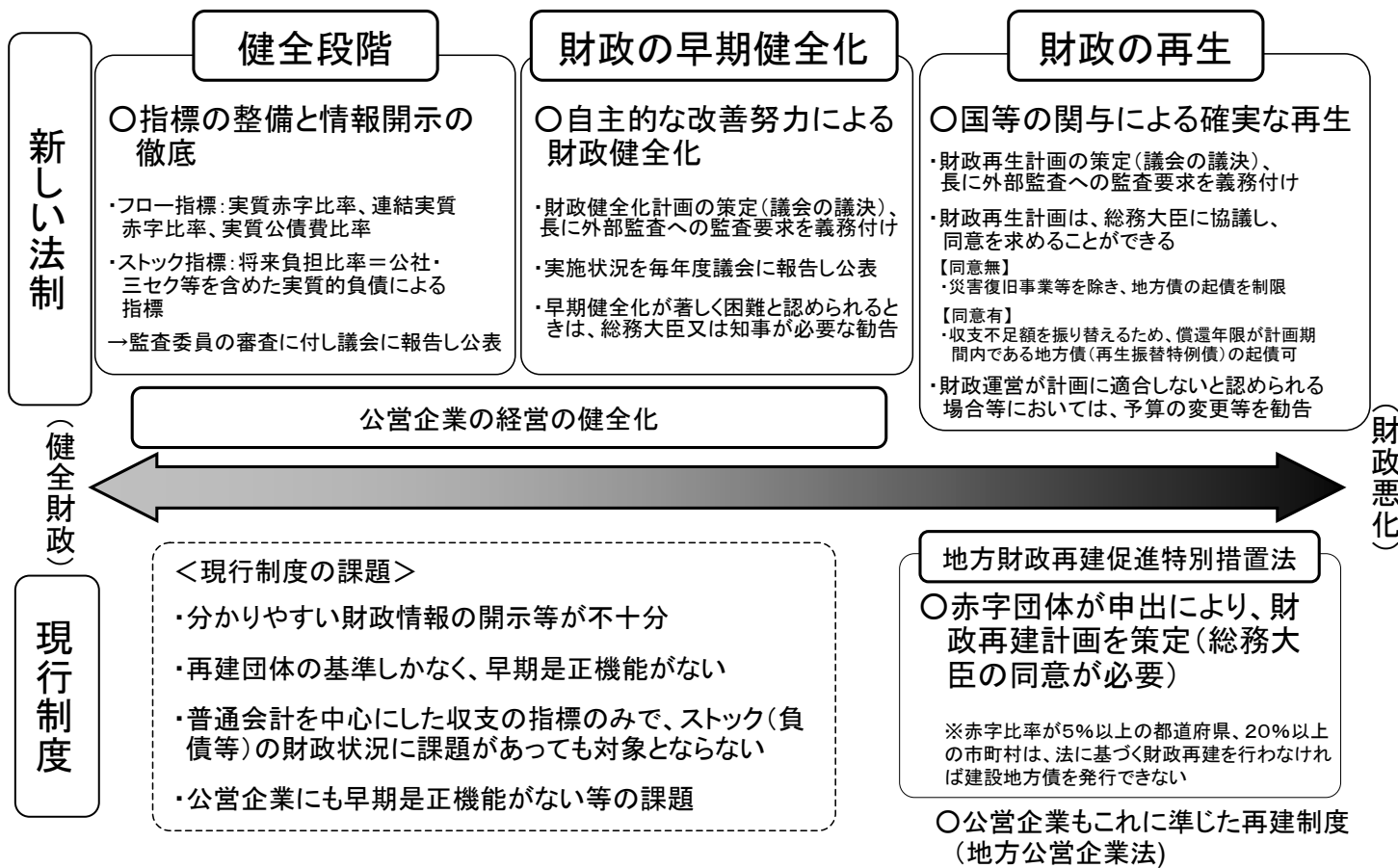
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 各比率の対象範囲

会計区分		県の会計区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等		石川県一般会計						
		石川県証紙特別会計						
		石川県土地取得特別会計						
		石川県母子寡婦福祉資金特別会計						
		石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計						
		石川県農業改良資金特別会計						
		石川県林業改善資金特別会計						
		石川県沿岸漁業改善資金特別会計						
		石川県金沢西部地区土地区画整理特別会計						
		石川県育英資金特別会計						
		石川県公債管理特別会計						
公営事業会計	収益事業	石川県公営競馬特別会計						
	公営企業法非適用事業	石川県流域下水道特別会計						
	地方公営企業法適用事業	石川県港湾整備特別会計						
	地方公営企業法適用事業	石川県立中央病院事業会計						
		石川県立高松病院事業会計						
		石川県港湾土地造成事業会計						
		石川県電気事業会計						
		石川県水道用水供給事業会計						
一部事務組合等	一部事務組合・広域連合	—						
	地方独立行政法人	—						
	地方公社・第三セクター	石川県道路公社						
		石川県土地開発公社						
		石川県住宅供給公社						
		(財)石川県林業公社						
		(社)石川県農業開発公社						
		(財)奥能登開発公社						
		(財)石川県県民ふれあい公社						
		(財)石川県産業創出支援機構						
		(財)石川県地場産業振興センター						
		(財)いしかわまちづくり技術センター						
	公的信用保証機関	石川県信用保証協会						

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

